

健発0728第2号
平成29年7月28日

〔 政令指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について

「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号。以下「法」という。)第11条第1項に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。)においては、国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが謳われており、厚生労働省では、平成29年4月より、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を開催し、当該検討会の報告書(「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」)を取りまとめたところ。

これを受け、別添のとおり都道府県知事宛てに通知したことを連絡する。

なお、政令指定都市および中核市におけるアレルギー疾患対策に係る経費については、従来通り、リウマチ・アレルギー特別対策事業において補助対象としており、積極的な活用をお願いする。(リウマチ・アレルギー特別対策事業の詳細については、都道府県知事向け通知(健発0728第1号)を参照。)

また、アレルギー疾患対策を実施するにあたっては、各都道府県が選定する都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の活用を検討もお願いする。